

# 平成12年度悪臭防止法施行状況調査について

平成14年3月22日

環境省は、全国の地方公共団体の報告に基づき、平成12年度の悪臭苦情、悪臭規制等の状況を取りまとめた。その概要は以下のとおりである。

## (1) 悪臭苦情の状況

平成12年度の悪臭苦情件数は21,205件であり、昭和45年の調査開始以来の最大件数にほぼ匹敵する結果であった（過去の最大件数は昭和47年度の21,576件）。これは、前年度と比較して2,473件、約13.2%の増加となっている。また、過去の調査で件数が最小であった平成5年度からは2倍以上の増加となっている。

## (2) 悪臭規制等の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成12年度末現在、全国の市区町村の53.4%に当たる1,748市区町村（対前年度17市町村増加）であった。

これらの規制地域内において平成12年度には立入検査が5,730件（前年度4,869件）、報告の徴収が952件（同712件）、測定が145件（同157件）行われた。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは34件（同26件）であり、法に基づく改善勧告が7件（同6件）行われた。また、行政指導が8,381件（同7,843件）行われた。

## 1 調査の目的

本調査は、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、環境省が毎年度全国の都道府県、指定都市、中核市及び特例市に対して、悪臭苦情の状況、悪臭防止法に基づく措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめているものである。

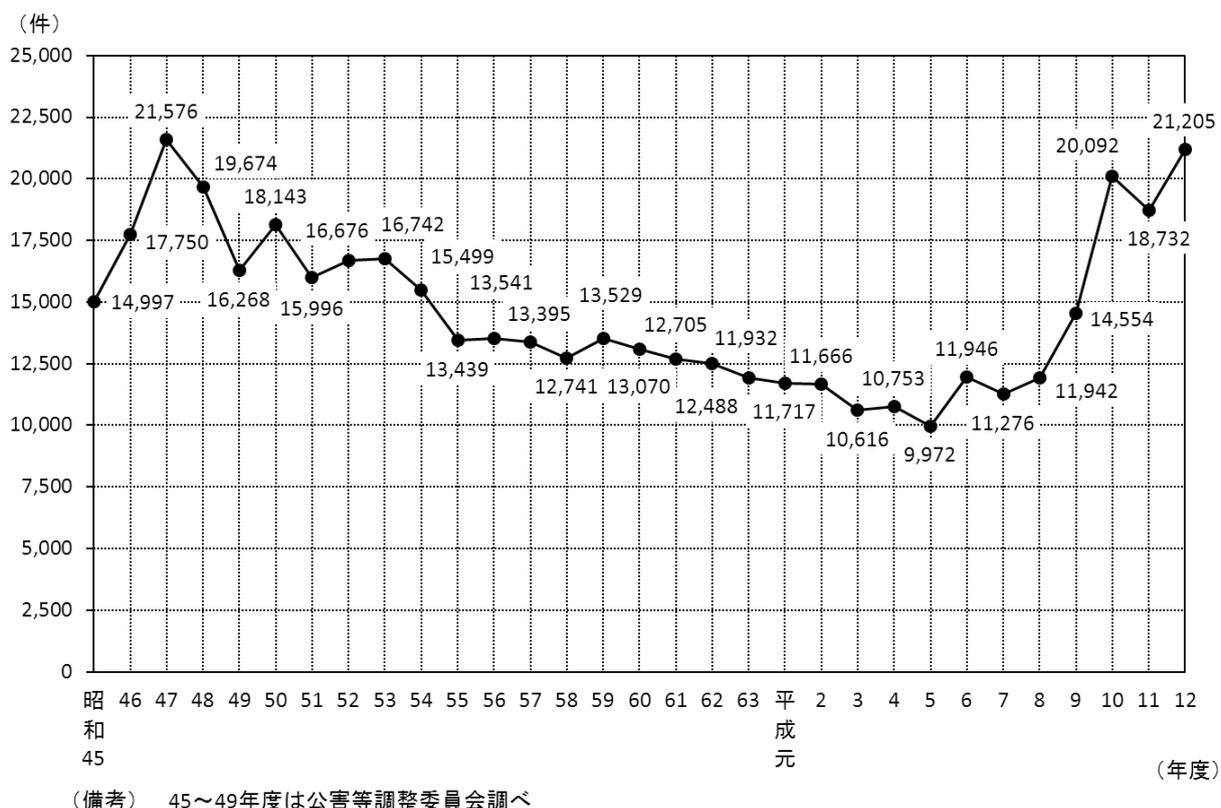
## 2 調査結果

### (1) 悪臭苦情の状況

#### [1] 苦情件数の推移

平成 12 年度の悪臭苦情件数は 21,205 件であり、昭和 45 年の調査開始以来の最大件数にほぼ匹敵する結果であった（過去の最大件数は昭和 47 年度の 21,576 件）。これは、前年度と比較して 2,473 件、約 13.2%の増加となっている。また、過去の調査で件数が最小であった平成 5 年度からは 2 倍以上の増加となっている。

図 1 苦情件数の推移



#### [2] 都道府県別の苦情件数

平成 12 年度の苦情件数を都道府県別に見ると、上位 5 件は愛知県、東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府である（表 1）。これら上位 5 都府県で総苦情件数の 37.5%を占めており、都市部における苦情の多さが目立っている。

また、苦情件数を平成 11 年度と比較すると、47 都道府県中 36 県で苦情が増加しており、苦情の増加は全国的な傾向である（表 2）。

表1 都道府県別苦情件数（上位5都道府県）

順位	苦情件数	
	都道府県	件数
1	愛知県	2,125
2	東京都	1,756
3	埼玉県	1,663
4	神奈川県	1,226
5	大阪府	1,176
全国計		21,205

順位	人口100万人あたりの苦情件数	
	都道府県	対前年比
1	島根県	2.35
2	沖縄県	1.64
3	和歌山県	1.59
4	富山県	1.56
5	佐賀県	1.54
全国平均		1.13

表2 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況（単位：件）

都道府県名	平成12年度苦情件数	平成11年度苦情件数	増減（対前年度）
北海道	449	305	144
青森県	246	171	75
岩手県	201	242	-41
宮城県	351	275	76
秋田県	163	180	-17
山形県	258	274	-16
福島県	204	185	19
茨城県	674	657	17
栃木県	268	239	29
群馬県	244	207	37
埼玉県	1,663	1,349	314
千葉県	975	876	99
東京都	1,756	1,738	18
神奈川県	1,226	1,166	60
新潟県	313	229	84
富山県	61	39	22
石川県	175	134	41
福井県	141	124	17
山梨県	143	149	-6
長野県	608	409	199
岐阜県	300	307	-7
静岡県	727	696	31
愛知県	2,125	1,658	467
三重県	505	391	114

都道府県名	平成 12 年度苦情件数	平成 11 年度苦情件数	増減 (対前年度)
滋賀県	220	233	-13
京都府	430	374	56
大阪府	1,176	1,173	3
兵庫県	741	657	84
奈良県	134	113	21
和歌山県	132	83	49
鳥取県	56	46	10
島根県	101	43	58
岡山県	185	202	-17
広島県	388	391	-3
山口県	149	171	-22
徳島県	166	128	38
香川県	220	198	22
愛媛県	275	203	72
高知県	177	119	58
福岡県	1,167	1,096	71
佐賀県	57	37	20
長崎県	211	233	-22
熊本県	115	90	25
大分県	274	346	-72
宮崎県	288	228	60
鹿児島県	415	354	61
沖縄県	352	214	138
合計	21,205	18,732	2,473

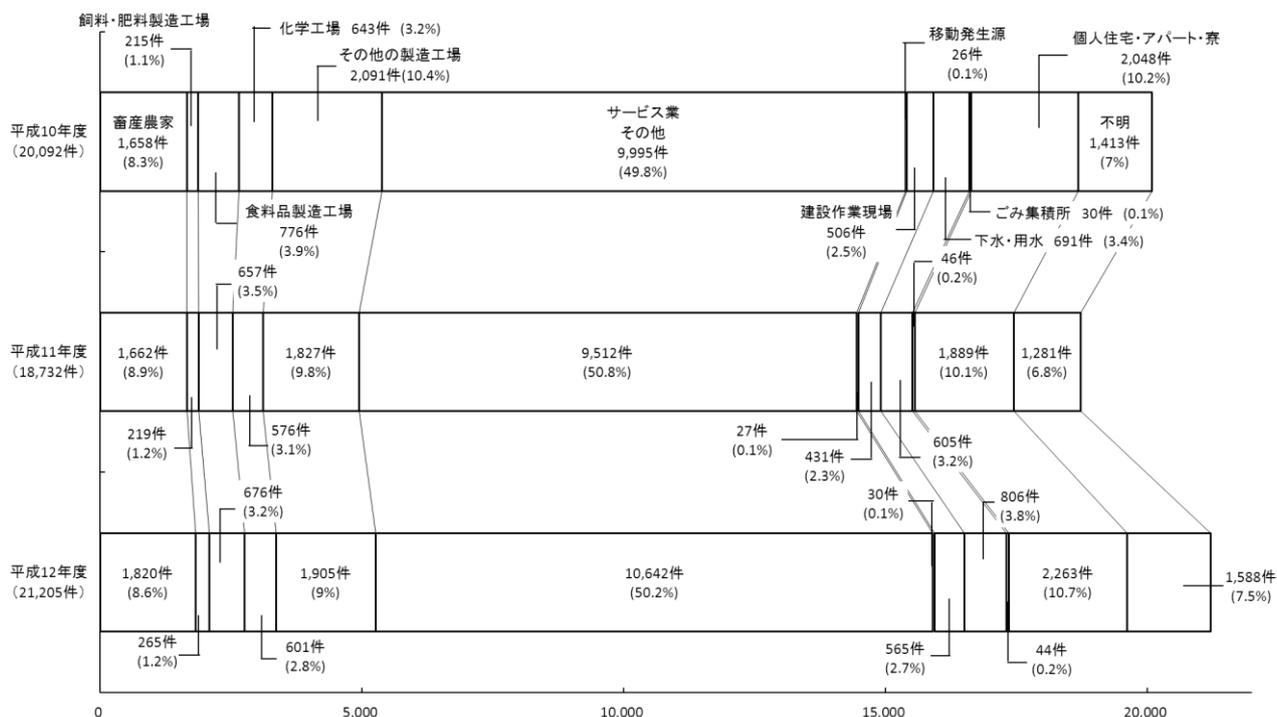
### [3] 発生源別の苦情件数

平成12年度の苦情件数を発生源別に見ると、飲食店や自動車修理工場等の「サービス業・その他」が最も多く、10,642件で全体の50.2%を占め、第2位は「個人住宅・アパート・寮」の2,263件(10.7%)、第3位は木工工場や塗装工場等の「その他の製造工場」の1,905件(9.0%)であった。

前年度と比較すると、ほぼ全ての業種において苦情が増加しており、業種別の苦情件数割合は前年度とほぼ同じであった(図2)。

なお、野外焼却に係る悪臭苦情が今年度は7,086件であり昨年度(6,230件)から856件(13.7%)と大幅に増加した。

図2 発生源別苦情件数の推移



#### [4] 規制対象とそれ以外の苦情件数の比較

平成 12 年度の総苦情件数 21,205 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 10,747 件（50.7%）であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情（2,937 件、13.9%）及び「個人住宅・アパート・寮」、「下水・用水」など規制対象外の発生源に対する苦情（7,521 件、35.5%）が残りを占めている（表 3）。

表 3 規制対象・非規制対象別苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外
工場・事業場	10,747 (50.7%)	2,937 (13.9%)
上記以外の事業活動・その他	6,518 (30.7%)	1,003 (4.7%)
合計 (%)	17,265 (81.4%)	3,940 (18.6%)

注) %は総苦情件数 18,732 件に対する割合

### (2) 悪臭規制等の状況

#### [1] 規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 12 年度末現在、1,748 市区町村（前年度末 1,731 市区町村）で、全国の市区町村数の 53.2%にあたる（表 4）。前年度に比べ 17 市町村増加した。

表 4 規制地域の指定状況

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数		
	市区町村数		
市	671	630	(93.9%)
区	23	23	(100.0%)
町	1,991	961	(48.3%)
村	566	134	(23.7%)
計	3,251	1,748	(53.4%)

## [2] 悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成 12 年度中に、規制地域内で悪臭防止法に基づく措置等を行った件数は、表 5 のとおりである。

平成 12 年度に行われた立入検査は 4,869 件（前年度 5,730 件）、報告の徴収は 952 件（同 712 件）、測定は 145 件（同 157 件）であった。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは 34 件（同 26 件）であり、法に基づく改善勧告は 7 件（同 6 件）行われた。これらの措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 8,381 件（同 7,843 件）行われた。

表 5 悪臭防止法に基づく措置等の状況（件）

行政措置等	平成 12 年度	平成 11 年度
立入検査	5,730	4,869
報告の徴収	952	712
測定	145	157
（うち、基準超過）	34	26
改善勧告	7	6
改善命令	0	0
行政指導	8,381	7,843

### （3）臭気判定士の状況

平成 8 年に創設された臭気判定士（臭気測定業務従事者）の数は年々増加しており、平成 12 年度末現在の臭気判定士免状の取得者は 1,740 名になっている。

### （4）悪臭対策関連の条例・指導要綱等の状況

悪臭防止法に基づく規制基準の他に、条例・要綱等により規制基準や管理基準等を設けて臭気対策を行っている地方公共団体は、条例が 39 都県市、指導要綱等が 38 都道県市である。

このうち、嗅覚測定法による規制基準又は指導基準を設定している地方公共団体は、条例が 12 都県市、要綱等が 37 道県市である。